

第1節 災害対策本部設置計画

大規模な災害が発生し、又は発生するおそれのあるときは、全市をあげて災害対策活動に従事するため、速やかに災害対策本部を設置し、明確な役割分担に基づく適切な応急活動を行うため、その初動体制及び組織、事務分掌を定める。

- 第1 災害対策本部の設置・配置基準
- 第2 災害対策本部の設置及び廃止
- 第3 災害対策本部の組織、事務分掌

第1 災害対策本部の設置・配置基準

行政経営部（危機管理班）、関係各部（関係各班）

<災害対策本部設置のフロー>

注意体制

次の場合において危機管理課長が必要と認めるとき

- 気象警報その他災害に関する情報が発せられ、小規模な災害が発生したとき、又は、発生するおそれがあるとき

警戒体制 (災害警戒本部)

次のいずれかの場合において危機管理監が必要と認めるとき

- 土砂災害警戒情報が発表となったとき
- 水防警報が発表となったとき
- 気象警報その他災害に関する情報が発せられ、中規模な災害が発生したとき、又は、発生するおそれがあるとき

非常体制 (災害対策本部)

次のいずれか場合において市長が必要と認めるとき

- 洪水予報が発表となったとき
- 気象警報その他災害に関する情報が発せられ、大規模な災害が発生したとき、又は、発生するおそれがあるとき

1 注意体制時の対応

気象警報その他災害に関する情報が発せられたとき、又は小規模な災害が発生した場合、注意体制として次の対応により、必要に応じて災害警戒本部設置に備えるものとする。

(1) 気象警報が発表されたとき

危機管理課等が被害等の情報収集を行い、被害が発生していることが判明しているときは、市長、関係部長等に連絡する。また、被害状況により、災害警戒本部を設置する。

(2) 勤務時間以外の配置

危機管理班は、消防本部その他からの通報により災害が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに、次に定める災害時の緊急連絡表により関係部長等に通報する。関係部長等は、平常時の警戒配置及び応急体制に準じて、それぞれの部署に職員を配置し、応急体制に備えるものとする。

2 災害警戒本部の設置

台風接近時や集中豪雨等により被害の発生が見込まれる場合等においては、次の基準により直ちに災害警戒本部の設置体制を整え、必要に応じて災害警戒本部に備えるものとする。

災害警戒本部設置基準

次のいずれかの場合において危機管理監が必要と認めるとき

- 土砂災害警戒情報が発表となったとき
- 水防警報が発表となったとき
- 気象警報その他災害に関する情報が発せられ、中規模な災害が発生したとき、又は、発生するおそれがあるとき

(1) 災害警戒本部の組織及び運営

災害警戒本部の組織及び運営は、宇都宮市災害警戒本部設置要綱の定めるところとする。

(2) 廃止の決定

災害警戒本部長は、市の地域において災害が発生する危険が解消したと認めたととき、又は災害応急対策が完了したと認めたとときは、災害警戒本部を廃止する。

3 災害対策本部の設置

大規模な災害発生のおそれがある場合、又は大規模な災害が発生した場合は、次の基準により直ちに災害対策本部の設置体制を整え、災害の拡大に備える。

災害対策本部設置基準

次のいずれかの場合において市長が必要と認めるとき

- 洪水予報が発表となったとき
- 気象警報その他災害に関する情報が発せられ、大規模な災害が発生したとき、又は、発生するおそれがあるとき

風水害発生時における体制表

体制区分	災害の形態	動員区分	体制内容
注意体制	小規模な災害が発生したとき、又は、発生するおそれがあるとき	危機管理課 消防(平常時) 1号動員のうち、被害状況の確認が必要な部署	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自主参集した危機管理課職員、消防職員、関係課職員等により、被害情報収集を行う。 ・ 被害があった場合、市長、関係部長等に報告する。また、被害状況により災害警戒本部を設置する。
警戒体制	中規模な災害が発生したとき、又は、発生するおそれがあるとき	1号動員 消防(司令長以上) 状況により 2号動員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う。
非常体制	大規模な災害が発生したとき、又は、発生するおそれがあるとき	状況により 3号動員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市の全組織をあげて災害応急対策を実施するとともに、災害の拡大に備える。

第2 災害対策本部の設置及び廃止

行政経営部（危機管理班）

本項については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部設置計画 第2 災害対策本部の設置・廃止」(p. 78)を準用する。

第3 災害対策本部の組織、事務分掌

行政経営部（危機管理班）、各部（関係各班）

本項については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第1節 災害対策本部設置計画 第4 災害対策本部の組織、事務分掌」(p. 81)を準用する。

第2節 動員配備計画

大規模な災害が発生又は発生するおそれのある場合には、被害状況等に応じあらかじめ定めた動員基準に基づき、職員の動員配置を速やかに実施し、災害発生の初動期における迅速な対応体制の整備をする。夜間や休日、また担当責任者の不在時においても適切に動員配置が実施される体制とする。

- 第1 動員基準
- 第2 動員方法
- 第3 動員時の留意事項

第1 動員基準

行政経営部（人事班）

1 職員の動員配置区分

職員の動員は、次の区分より、本部長の配置決定に基づき実施する。

区 分	災 害 状 況 ・ 災 害 発 生 の 危 険 度
1 号	気象警報の発令や異常現象の覚知により、災害の発生が予想されるため警戒にあたる必要があるとき又は災害に対する準備体制を整えておく必要があるとき。
2 号	相当規模の災害が発生し、又は発生することが予想され、災害に対する警戒若しくは応急対策を実施する必要があるとき。
3 号	大規模な災害が発生し、又は発生することが予想され、全市を挙げて防災活動を実施する必要があるとき。

2 動員区分の適用

- (1) 動員区分の適用は、当該災害の種類、規模及び災害対策本部の配置区分に応じ定められた動員区分に基づき、前号のいずれかの区分を適用し、各班ごとに行う。
- (2) 各班長（課長に準ずる者を含む。）は、常に所属職員の居住を把握するとともに、各員について動員区分を付し、毎年度、その写しを人事課に提出する。
- (3) 上記の職員の動員区分適用にあたっては、電話又は呼出し電話の便のある者、災害時におけるその者の職務の重要度や居住地等を考慮しなければならない。

3 組織別職員動員数

動員区分による組織別職員動員数は、[資料震-46 組織別職員動員数]のとおりとする。

第2 動員方法

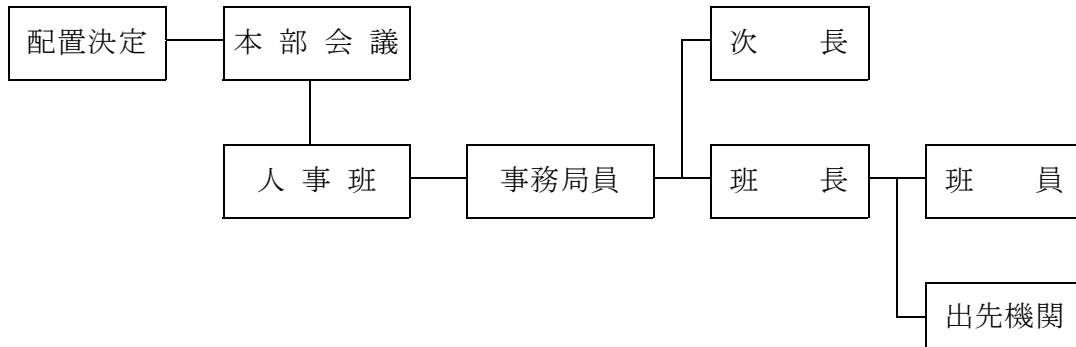
行政経営部（人事班，危機管理班）

1 勤務時間内の動員方法

勤務時間中の動員は，その旨を庁内放送するとともに，次の系統図に基づき人事班が連絡する。

なお，消防部の動員は，消防長の定めるところによる。

<連絡系統図>



2 勤務時間外の動員方法

勤務時間外の動員は，おおむね次により行う。

(1) 初動措置

危機管理班は，消防本部その他からの通報により災害が発生し，又は発生するおそれがあることを知ったときは，直ちに災害発生時の緊急連絡表により関係部長等に通報して指示を受けなければならない。

ア 災害又は大きな事故発生時の場合

「本章 第1節 災害対策本部設置計画 第1 災害対策本部の設置・配置基準 1の(2)勤務時間以外の配置」(p.23)に定めるところによる。

イ 学校，市営住宅その他の公共施設又はその周辺の火災の場合へ影響を及ぼすような災害等が発生した場合

直ちに，警備員室を通じて，各施設所管課等へ連絡し，応急体制に備えるものとする。

(2) 動員の連絡通知

動員のための連絡の通知は，電話等最も速やかに行える方法により行い，人事班が配置につくまでの間は，危機管理班が当該事務をつかさどる。

(3) 所属職員の動員計画

各課長は，常に所属職員の動員計画を実情に即した方法で定めておき，人事班の動員事務に協力しなければならない。

3 動員数の確認

(1) 参集職員の届け出

動員を受けた者は，速やかに招集地へ参集し，電話その他により招集された者は，名刺又は口頭等で所属班長又は出張所長に参着した旨を届け出るものとする。

病気その他やむを得ない理由により招集に応じられないときは、その旨を便宜の方法をもって所属班長等に届け出るものとする。

(2) 動員状況の報告

招集を完了したときは、各部長は動員下令員数、応招不可能員数及び参着員数を班別に人事班へ通報する。

通報を受けた人事班長は、これを動員記録簿に記録する。

動員記録簿の様式は、人事班長が別に定める。

第3 動員時の留意事項

行政経営部（人事班）

本項については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第2節 動員配備計画 第3 動員時の留意事項」（p.96）を準用する。

第3節 災害情報収集・伝達計画

風水害による被害の軽減を図るため、気象情報等の予警報の迅速かつ確実な伝達を行う。また、災害が発生した場合には、被害状況等の情報収集活動を速やかに実施し、応急対策体制の迅速な立ち上げを図るとともに災害救助法の適用等を速やかに判断できるように、被害情報の的確な把握に努める。

- 第1 24時間情報収集体制
- 第2 情報連絡・伝達体系
- 第3 予警報・異常現象等の伝達
- 第4 初動期の情報の収集体制
- 第5 被害情報の収集・報告
- 第6 県・国への報告

第1 24時間情報収集体制

行政経営部（危機管理班）、消防部、関係各部（関係各班）

本項については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第3節 災害情報収集・伝達計画 第1 24時間情報収集体制」（p.98）を準用する。

第2 情報連絡・伝達体系

行政経営部（危機管理班）、関係各部（各班）

災害時の情報連絡・伝達は、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第3節 災害情報収集・伝達計画 第2 情報収集・伝達体系」（p.98）に示す系統に基づく。（通信運用の方法等は、「同章 第4節 通信運用計画」（p.108）による。）

第3 予警報・異常現象等の伝達

消防部、行政経営部（危機管理班）

1 予報、警報、通報又は通知の主管

災害に関する予報又は警報若しくは通知、通報（以下「警報等」という。）は、消防機関において主管する。

2 異常現象等の通報

(1) 発見者の通報義務

災害が発生するおそれのある異常現象を発見した者は、遅滞なく市長又は警察官に通報しなければならない。

また、異常現象により災害が発生し、被害を発見した者も、遅滞なく市長又は警察官に通報しなければならない。

(2) 市長及び警察官の措置

ア 市長の措置

異常現象の通報を受けた市長は、県（消防防災課）、宇都宮地方気象台、その他関係機関に通報しなければならない。

また、異常現象により災害発生の通報を受けた市長は、要救助者を早急に救助するとともに、被害状況を調査し、その状況を直ちに県（消防防災課）に、電話、無線等により通報する。

ただし、県に報告できない場合は、国に直接連絡する。連絡先は、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第3節 災害情報収集・伝達計画 第6 県・国への報告」（p.106）を参照。

イ 警察官の措置

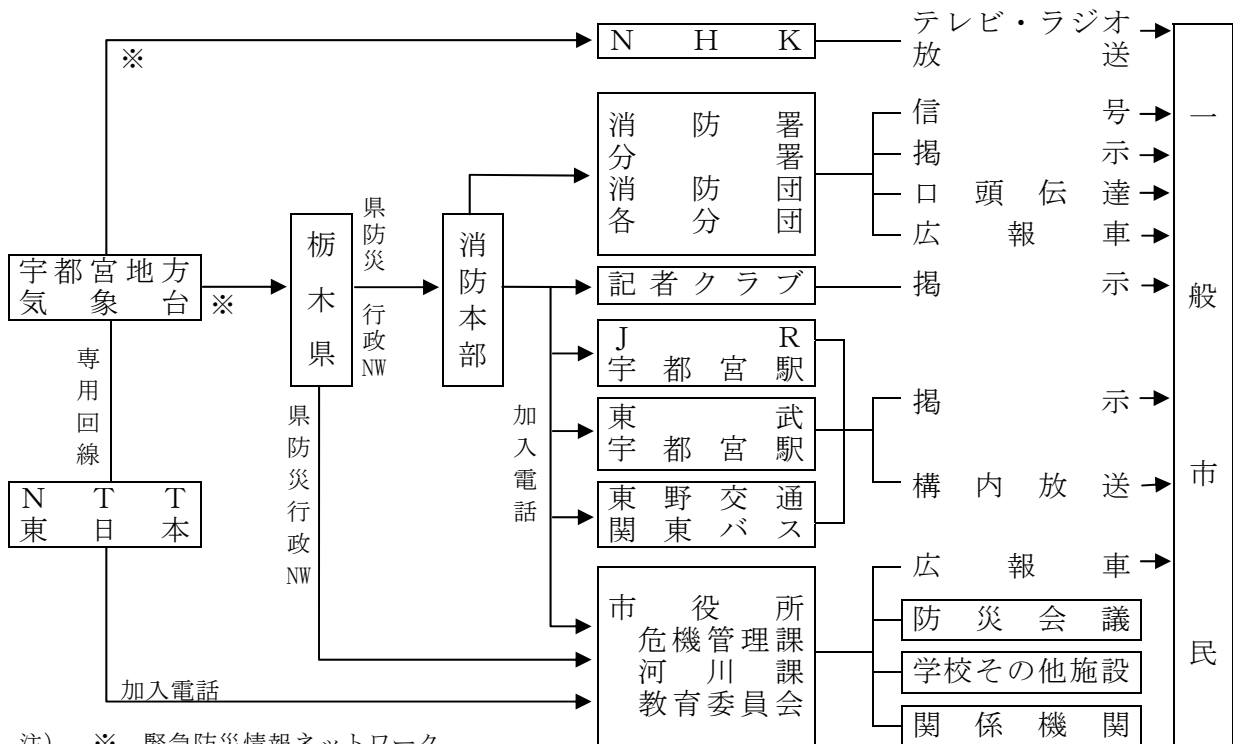
災害が発生するおそれのある異常現象又は災害による被害の通報を受けた警察官は、その旨を速やかに市長に連絡する。

(3) 消防機関の措置

消防機関は、災害が発生するおそれがある異常な現象の通報若しくは警報等を受け、又は自ら異常現象を知ったときは、直ちにこれを市長及び関係機関に通報しなければならない。

3 警報等の伝達及び警告等

消防機関が行う警報等並びに予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について必要な通知又は警告の伝達は、次の系統図のとおりとする。ただし、消防長は、当該災害の状況より、その伝達を必要な限度にとどめることができる。



注) ※ 緊急防災情報ネットワーク
NW ネットワーク

4 予警報の種類と内容

注意報，警報，洪水予報，水防警報及び情報は，おおむね次のとおりである。

(1) 注意報・警報・気象情報

ア 注意報

大雨などにより，災害の起こるおそれがあると予想した場合に発表する。注意報の種類及び宇都宮市における発表基準は，次のとおりである。

種 類	発 表 基 準
大 雨 注 意 報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で，次のいずれかが予想される場合 ① 1時間雨量が平坦地(※1)40mm以上，平坦地以外(※1)50mm以上 ② 土壌雨量指数(※2)が1km四方毎に設定している基準値以上となった場合(宇都宮市の基準値における最低値は93)
洪 水 注 意 報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で，次のいずれかが予想される場合 ① 1時間雨量が平坦地(※1)40mm以上，平坦地以外(※1)50mm以上 ② 流域雨量指数(※3)が江川流域で4以上 ③ 3時間雨量が平坦地40mm以上かつ流域雨量指数が田川流域で7以上
強 風 注 意 報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的基準は，平均風速が12m/s以上(宇都宮地方气象台での観測値は14m/s以上)と予想される場合
風 雪 注 意 報	風雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的基準は，雪を伴い平均風速が12m/s以上(宇都宮地方气象台での観測値は14m/s以上)と予想される場合
大 雪 注 意 報	大雪によって被害が予想される場合 具体的基準は，24時間降雪の深さが平地で10cm以上と予想される場合
雷 注 意 報	落雷等により被害が予想される場合
濃 霧 注 意 報	濃霧によって，交通機関等に著しい支障を及ぼす場合 具体的基準は，濃霧によって視程が100m以下になると予想される場合
乾 燥 注 意 報	空気が乾燥し，火災の危険が大きいと予想される場合 具体的基準は，実効湿度が60%以下で最小湿度が30%以下になると予想される場合
な だ れ 注 意 報	なだれが発生して被害があると予想される場合 具体的基準は，24時間降雪の深さが30cm以上と予想される場合又は40cm以上の積雪があつて日最高気温が6度以上と予想される場合
低 温 注 意 報	低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 具体的基準は，最低気温が夏期に2日以上継続して16度以下になると予想される場合又は冬期に-9度以下になると予想される場合
霜 注 意 報	晩霜等によって農作物に著しい被害が予想される場合 具体的基準は，最低気温が4度以下になると予想される場合

着氷(雪)注意報	着氷(雪)によって通信線や送電線等に被害が起こると予想される場合
----------	----------------------------------

注) 発表基準欄に記載した数値は、栃木県における過去の災害のひん度と気象条件からみて決めたもので、災害発生を予想する場合のおおむねの基準である。

- ※1 平坦地 地面の傾斜が概ね30パーミル以下で都市化率が25パーセント以上の地域
平坦地以外 上記以外の地域
- ※2 土壌雨量指数 降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを雨量データから指数化したもので、土砂災害発生の危険性を示す指標
- ※3 流域雨量指数 降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨量を示す指標

イ 警 報

大雨などにより、気象業務法に基づき、重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合に発表する。警報の種類及び宇都宮市における発表基準は次のとおりである。

種 類	発 表 基 準
大 雨 警 報	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 で、次のいずれかが予想される場合 ①1時間雨量が平坦地(※1)80mm以上、平坦地以外(※1)90mm以上 ②土壌雨量指数(※2)が1km四方毎に設定している基準値以上となった場合(宇都宮市の基準値における最低値は133)
洪 水 警 報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 で、次のいずれかが予想される場合 ①1時間雨量が平坦地(※1)80mm以上、平坦地以外(※1)90mm以上 ②流域雨量指数(※3)が江川流域で5以上 ③3時間雨量が平坦地70mm以上かつ流域雨量指数が田川流域で7以上
暴 風 警 報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的基準は、平均風速が20m/s以上と予想される場合
暴 風 雪 警 報	暴風雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的基準は、平均風速が20m/s以上で雪を伴うと予想される場合
大 雪 警 報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合 具体的基準は、24時間降雪の深さが30cm以上と予想される場合
注)	発表基準欄に記載した数値は、栃木県における過去の災害のひん度と気象条件からみて決めたもので、災害発生を予想する場合のおおむねの基準である。

- ※1 平坦地 地面の傾斜が概ね30パーミル以下で都市化率が25パーセント以上の地域
平坦地以外 上記以外の地域
- ※2 土壌雨量指数 降った雨が土壌中に水分量としてどれだけ貯まっているかを雨量データから指数化したもので、土砂災害発生の危険性を示す指標
- ※3 流域雨量指数 降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨量を示す指標

ウ 土砂災害警戒情報

栃木県と宇都宮地方気象台は、大雨警報を発表している中で土砂災害へのより
 嚴重な警戒を呼びかける必要があるときに、市町長の防災活動や住民等への避難
 勧告等の支援とともに住民の自主的避難の判断にも利用できるよう、災害対策基
 本法、気象業務法に基づきは要する。

エ 気象情報

気象情報には、台風、低気圧、大雨、大雪、少雨、長雨、日照不足などに関す
 るものがあり、注意報・警報に先だって注意を喚起する場合や注意報・警報が発
 表された後、経過状況などの情報の補足を目的に発表される。また、短時間に記
 録的な大雨が観測された時には一層の警戒を呼びかけるために記録的短時間大雨
 情報が発表されるほか、竜巻の発生しやすい状況になった時には竜巻注意情報が
 発表される。気象情報は警報や注意報と一連のものとして発表され、防災上重要
 な情報である。警報の発表されている間は、特に気象情報に注意することが望ま
 れる。

(2) 指定河川の洪水予報

指定河川の洪水予報とは、水防法（昭和24年法律第193号）及び気象業務法（昭和
 27年法律第165号）に基づき、国土交通大臣と気象庁長官が共同して行う洪水につ
 いての予報及び栃木県知事と気象庁長官が共同して行う洪水についての予報をいう。

（本市関係のみ）

ア 国土交通大臣が指定した河川

鬼怒川 右岸 宇都宮市宮山田町字カハタニ1302番地先から利根川合流点ま
 で
 左岸 塩谷郡塩谷町大字風見字南屋敷1201番16地先から利根川合
 流点まで

水位又は流量の予報に関する基準点：佐貫（下）、石井（右）

イ 栃木県知事が指定した河川

田川 右岸 宇都宮市山本1丁目山田川合流点から小山市大字田川田川放水路
 への分派点まで
 左岸 宇都宮市岩曾町山田川合流点から下野市上坪山田川放水路への分
 派点まで

洪水予報区間の基準地点：東橋

姿川 右岸 下都賀郡壬生町大字安塚淀橋から小山市大字黒本思川合流点まで
 左岸 宇都宮市幕田町淀橋から小山市大字黒本思川合流点まで

洪水予報区間の基準点：淀橋

(3) 水防警報

水防警報とは、水防法に基づき、国土交通大臣又は知事が、それぞれ指定する河川又は湖沼における洪水による災害の発生が予想される場合において、国土交通大臣の指定する河川については国土交通省出先機関の長が、知事の指定する河川については知事又は知事の指示に基づき土木事務所長（緊急の場合は、土木事務所長）が水防を必要と認め警告を発するものをいう。

ア 国土交通大臣が指定した河川

鬼怒川 右岸 宇都宮市宮山田町字カハタニ1302番地先から宇都宮市下岡本町まで

左岸 塩谷郡塩谷町大字風見1201番16地先から塩谷郡高根沢町大字宝積寺まで

基準水位観測所：佐貫（下）

鬼怒川 右岸 宇都宮市柳田町から小山市大字中河原まで

左岸 宇都宮市板戸町から真岡市上江連まで

基準水位観測所：石井（右）

イ 知事が指定した河川

田川 右岸 宇都宮市山本1丁目山田川合流点から小山市大字田川田川放水路への分派点まで

左岸 宇都宮市岩曾町山田川合流点から下野市上坪山田川放水路への分派点まで

姿川 右岸 下都賀郡壬生町大字安塚淀橋から小山市大字黒本思川合流点まで

左岸 宇都宮市幕田町淀橋から小山市大字黒本思川合流点まで

5 水防に関する警報等の伝達

水防に関する警報等（河川法第46条第1項の規定によるダム設置者の通報で重要なものを含む）は、流域に迅速に伝達する必要があるため、特に鬼怒川については、流域の関係分団が行うもののほか、建設部が広報車により関係住民に伝達するものとする。

第4 初動期の情報収集体制

行政経営部（危機管理班）、関係各部（関係各班）

本項については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第3節 災害情報収集・伝達計画 第4 初動期の情報収集体制」（p.100）を準用する。

第5 被害情報の収集・報告

行政経営部（危機管理班）、関係各部（関係各班）

本項については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第3節 災害情報収

集・伝達計画 第5 被害情報の収集・報告」(p.103)を準用する。

第6 県・国への報告

行政経営部(危機管理班), 関係各部(関係各班)

本項については, 「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第3節 災害情報収集・伝達計画 第6 県・国への報告」(p.106)を準用する。

第4節 通信運用計画

第1 通信施設

第2 通信施設の運用

第3 通信施設の応急措置

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第4節 通信運用計画」(p.108)を準用する。

第5節 応急避難対策計画

- 第1 避難の勧告・指示
 - 第2 避難の方法・避難誘導
 - 第3 避難所の開設
 - 第4 避難所の管理運営
-

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第5節 応急避難対策計画」(p.111)を準用するほか、浸水想定区域、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域における避難計画は、各区域のハザードマップによる。

第6節 警戒区域の設定計画

- 第1 実施者
- 第2 設定に伴う措置
- 第3 警戒区域の内容

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第6節 警戒区域の設定計画」(p.118)を準用する。

第7節 応援要請計画

- 第1 地方公共団体等との相互応援
 - 第2 自衛隊への応援要請
 - 第3 その他民間団体に対する応援要請
 - 第4 他都市への応援出動
-

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第7節 応援要請計画」(p. 119)を準用する。

第8節 水防計画

水防計画は、別冊宇都宮市水防計画による。

第9節 消防活動計画

消防機関は、火災等の事故又は暴風雨等の災害が発生した場合、迅速に活動体制を整え、総力をあげて火災防ぎよ、避難誘導、救助救急等の応急対策活動に取り組み、災害の鎮圧及び被害の拡大防止を図る。また、火災警報が発令された場合は、市民に火災の危険性について周知し、火災の発生予防に努める。

- 第1 応急活動体制の確立
- 第2 情報通信
- 第3 火災防ぎよ活動
- 第4 救助、救急活動
- 第5 危険物施設等の対策
- 第6 応援要請体制
- 第7 警戒発令、伝達活動

第1 応急活動体制の確立

消防部

1 警防本部の設置

風水害等の災害発生により被害が予想される場合は、消防本部に警防本部を設置し、消防長が災害活動全般の指揮にあたる。

なお、市に地域防災計画に基づく災害対策本部が設置されたときは、消防部として活動する。

警防本部の編成及び任務分担は、次のとおりである。

班 別	班 長	事 務 分 掌
本 部 長	消 防 長	警防本部の総括
副本部長	次 長	本部長の補佐
警 防 班	警防課長	(1) 警防本部の設置及び運用に関すること。 (2) 消防隊（消防団を含む。）の指揮編成に関すること。 (3) 非常招集の決定又は応援要請に関すること。 (4) 防ぎよ資機材及び燃料に関すること。 (5) 医療機関等との連絡調整に関すること。 (6) 災害情報の管理に関すること。 (7) 災害対策全般の調整に関すること。 (8) 特命事項に関すること。
通 信 班	通信指令課長	(1) 災害情報、気象情報等の収集伝達に関すること。 (2) 出動指令又は指揮命令の伝達に関すること。 (3) 消防通信の保全及び運用に関すること。 (4) 特命事項に関すること。

予 防 班	予防課長	(1) 災害の調査及び集計に関すること。 (2) 広報及び報道機関等との連絡に関すること。 (3) 避難誘導に関すること。 (4) 記録写真の作成に関すること。 (5) 特命事項に関すること。
総 務 班	総務課長	(1) 市災害対策本部及び防災関係機関との連絡調整に関すること。 (2) 消防吏員又は消防団員の非常招集の伝達及び公務災害に関すること。 (3) 消防職員の給食，医療品、給与等に関すること。 (4) 庁舎の保全に関すること。 (5) 特命事項に関すること。

2 消防署・消防団の体制

現場最高指揮者は、現場指揮本部を設置し、災害規模に応じた指揮体制により次の任務概要に沿って、具体的な応急活動を行う。

- (1) 風水害等の災害の警戒又は防ぎよ活動に関すること。
- (2) 救助・救急活動に関すること。
- (3) 警戒区域の設定及び避難誘導に関すること。
- (4) 受持ち区域における被害状況の調査及び報告に関すること。

[資料震－49 消防署方面隊の編成及び指揮系統表]

[資料震－50 消防団方面隊の編成及び指揮系統表]

3 消防職員及び消防団の非常招集

(1) 発 令

消防長は、非常災害（異常気象，台風，地震等による大規模な火災等）が発生し、又は発生するおそれがあるときは、消防職員（休暇，休日，非番日，週休日及び時間以外にあるもの）及び消防団員の非常招集（以下「招集」という。）を発令する。

(2) 招集の区分

対 象	区 分	内 容
消 防 職 員	1 号 招 集	消防長が必要と認める職員数
	2 号 招 集	職員の半数
	3 号 招 集	職員の全部
消 防 団 員	1 号 招 集	消防長が必要と認める団員数
	2 号 招 集	各分団員の半数
	3 号 招 集	団員の全部

(3) 参 集

ア 消防職員及び消防団員は、招集の命令を受けたときは、特に指定された場合の

ほか、速やかに所属の本部、署又は分団詰所等に参集しなければならない。

イ 消防職員及び消防団員は、非常災害の発生が予想されるとき、又は発生を覚知したときは、招集の命令を待つことなく、前項の場所に参集し、署長又は課長（以下「所属長」という。）の指揮を受けるものとする。

(4) 招集の準備

ア 所属長は、招集の的確を期するため、所属職員の招集表及び職員名簿を保管し、招集上必要な計画を立て、整備しておくものとする。

イ 消防団長は、消防団員に必要な計画を前項の例に準じてたてるものとする。

(5) 伝達方法

ア 電話連絡を主体とし、その他適切な方法をもって伝達する。

イ 消防団員に対する伝達は、職員に準じて、電話連絡により、分団長に伝達し、分団長から消防団員に伝達するものとする。

第2 情報通信

消防部

情報通信は、有線電話の途絶、無線通信の障害、無線統制等により極度に制限されることが予測されるので、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第8 消防活動計画 第2 情報通信」（p.128）を準用し、迅速的確な情報収集に努める。

第3 火災防ぎょ活動

消防部

1 災害出動

消防隊は、原則として災害規模に応じた通信指令課からの出動指令に基づき出動する。ただし、緊急の場合及び通信途絶等の場合はこのかぎりではない。

(1) 第1出動

原則として災害の覚知と同時に出動する。

(2) 第2出動

現場最高指揮者からの増強要請又は消防長の状況判断により出動する。

(3) 第3出動

災害が大規模で、かつ、現場最高指揮者からの増強要請又は消防長の状況判断により出動する。

(4) 特命出動

現場最高指揮者は、災害の状況により更に消防隊の増強を必要とするとき又は消防長が特に必要があると認めたときは、必要な消防隊を指定して、要請又は出動させるものとする。

2 消防活動要領

「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第8節 消防活動計画 第3 火災防ぎょ活動」（p.128）を準用するとともに、次の事項に留意し、活動する。

(1) 強・烈風時火災対策

ア 部隊編成の強化

平均風速が毎秒10m以上又は10m以上となる見込みのとき及び火災警報発令時等には、消防職員及び消防団をもって部隊の強化を図る。

イ 広報、警戒措置

強・烈風時における消防隊の行う広報又は警戒活動は、消防長が特に必要と認める地域を重点に実施する。

(ア) 広報・警戒活動部隊の編成

(イ) 管内予防広報の巡回

(ウ) 消防機械器具の特別点検整備

(エ) 高所監視の実施

(オ) その他消防長が必要と認める事項

ウ 火災防ぎよ要領

(ア) 消防無線を有効に使用し、合理的な運用を図る。

(イ) 時機を失することなく、特命出動の指令を発する。

(ウ) 延焼拡大のおそれがある場合は、即時に飛火警戒に必要な部隊を出動させる。

(エ) 分団消防隊は、余剰隊員をもって、消防警戒区域を設定するとともに、関係者以外の者の整理にあたる。

(オ) 消防長は、災害の範囲が拡大し、通常的手段では容易に鎮圧できないと判断したときは、速やかに適切な防ぎよ線を決定し、これに部隊を集結し活動する。

(カ) 消防長は、防ぎよ線を決定したときは、その区域内の住民に対し、避難のため立ち退き勧告又は指示をし、安全な場所に避難誘導する。

(2) 異常乾燥時の対応

異常乾燥時の部隊編成又は広域警戒措置については、強・烈風時対策に準じて、必要事項を重点的に実施する。

(3) 広域断水時火災対策

ア 事前対策

広域にわたって断水が事前に判明し、又は予測されるときは、各消防署は、管内の防火水槽、井戸、河川、池、プール等の水利について調査を行い、実態を把握し、災害発生時における水利の有効活用を図る。

イ 部隊編成の強化

部隊編成は、強・烈風時対策に準じて編成し、各消防車とも積載ホースを増加する。

(4) 飛火警戒

飛火警戒は、分団消防隊のうち機動力のあるポンプ車がこれにあたり、その要領は次のとおりとする。

ア 警戒待機隊は、車両を要所に待機させ、隊員は、相互に連絡して、高所その他適切な場所において飛火の早期発見に努める。

イ 警戒隊員は、バケツ、火たたき、拡声器等を携行する。

ウ 警戒隊員は、付近住民に対して、飛火による火災防止を広報するとともに、状況に応じた必要な指示を与える。

第4 救助・救急活動

消防部

1 救助救急隊の出動

- (1) 災害が発生し多数の負傷者若しくは救助を必要とする者があるとき又は予想されるときに出動する隊は、次のとおりとする。

第 1 出 動			第 2 出 動		
管轄の	救助隊	1 台	隣接の	救助隊	1 台
	救急隊	1 台		救急隊	1 台
	タンク隊	1 台		管轄指揮隊	1 台

- (2) 消防長は、必要があるときには上記のほか、指定して救助隊等を出動させるものとする。

2 救助・救急活動の原則

- (1) 火災現場における人命救助活動を最優先する。
- (2) 救助・救急は、救命処置を必要とする負傷者及び弱者を優先する。
- (3) 延焼火災及び救助・救急事案が多発している場合の活動は、延焼火災現場での人命救助活動を優先する。
- (4) 延焼火災が少なく、救助・救急事案が多発している場合の活動は、多数の要救助者が発生している火災現場を優先する。
- (5) 救助・救急活動は、救命率の高い事案を優先する。

3 救助・救急の現場活動

(1) 救助活動

- ア 災害の特殊性、危険性及び事故内容等を判断し、安全確実かつ迅速に行う。
- イ 隊員相互の連絡を密にし、単独で行動しない。
- ウ 指揮者は、隊員の任務分担を明確に指示し、救助技術を効率的に発揮させる。
- エ 要救助者が多数ある場合は、危険の緊迫している者から救助する。
- オ 救助後、救急処置を必要とする場合は、付近住民に対し現場付近の医療機関への搬送等必要な措置について指示をする。
- カ 災害の事態から、現有の救助資機材で有効な救助活動ができない場合は、地震災害対策本部に対して必要な資機材の要請を行う。

(2) 救急活動

- ア 傷病者が多数発生している場合は、トリアージ（負傷者の負傷程度により、治療の優先度を判定し、負傷者をふりわけの体制）を実施し、救命を必要とする者を優先して医療機関に搬送する。なお、軽症者には、応急処置用品を支給し、自主的な応急手当を依頼する。
- イ 救命措置を必要としている傷病者が多発している場合は、医療関係機関と連携を密にして、効率的な活動を行う。

ウ 傷病者の救急搬送にあたっては、軽症者の割込みにより、救急活動に支障をきたさないよう、十分注意する。

第5 危険物施設等の対策

消防部

1 危険物施設

爆発、引火又は発火のおそれのある危険物等を大量に貯蔵する建物及び場所に対する火災対策は、次のとおりとする。

(1) 部隊の運用

部隊の運用に関しては、別に定める区分に従い、出動するものとする。

(2) 防ぎよ上の留意点

ア 危険物施設の建物自体が燃焼し、又は隣接建物に延焼危険がある場合は、延焼防止策を第一とし、一般建物火災の防ぎよに準じること。

イ 現場到着と同時に、対象物の防火管理者又は責任者から事情を聴取し、爆発等の危険度を判断して被害防止に努めること。

ウ 油脂類の延焼に対しては、泡沫剤の使用又は噴霧注水とし、注水は、状況に応じ規制すること。

エ 未燃焼のタンク等（ドラム缶、ガスボンベを含む）に対しては冷却注水し、可能なものは移転分離すること。

オ 大規模タンクの場合は、底部より油を抜き取り、減量してから制圧すること。

カ 燃焼油脂類の流出防止に配慮すること。

キ 爆発の飛散に伴う飛火火災に留意し、警戒隊を配備すること。

ク 爆発による危険防止と強烈な輻射熱による火傷防止に留意すること。

(3) 消火剤の調達

消防本部が保有している消火剤では制圧できないと判断される場合には、県又は事業所等から調達するものとする。

[資料震-53 事業所の消火剤保有状況]

2 放射性物質関係施設

防ぎよ上の留意点は、次のとおりとする。

(1) 隊員は、防護衣、空気呼吸器等の点検を厳重に行い、消防活動にあたる。

(2) 災害現場に指揮本部を置き、火勢の状況により、現場関係者との協力による汚染検出、関係者の意見等により防ぎよ及び汚染防止の方針を決定する。

(3) 警戒区域の設定は、安全度を十分とり、状況により縮小することはあっても、拡大することのないようにする。

(4) 使用する消防水利、消防進入路、注水及び残火処理等については、関係者の意見を十分尊重して行う。

(5) 指揮本部は、状況により放射能障害等が警戒区域外に及ぶと判断したときは、関係者の意見に基づき避難勧告を行い、被害の軽減に努める。

3 放射性物質輸送時事故対策

事故の通報を受けた消防本部は、直ちにその旨を県に報告し、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。

4 古タイヤ等堆積物

野外において堆積されている古タイヤ、自動車、廃棄物等の火災の発生時には、関係機関と連携して、次の応急的措置を実施する。

- (1) 火災の通報を受け、消火活動が困難であり、また、社会的に影響が強いと判断された場合は、県へ直ちに報告する。
- (2) 必要があるときは、警戒区域を設定し住民の立ち入り制限、避難等の措置を実施するとともに、地域住民に対して広報活動を行う。
- (3) 消火活動にあたっては、有効な消火方法を検討し、必要に応じて県を通じて国の専門家や専門的知識を持つ民間機関等から示された方法で消火を行う。

第6 応援要請体制

消防部

災害の状況又は災害の規模から判断して、本市の消防力では災害防ぎょが困難な場合には、消防相互応援協定等に基づき、県内都市等に応援要請を行う。さらに応援が必要な場合には、県に対し、緊急消防援助隊又は「広域航空消防応援計画」に基づく他の都道府県及び消防機関保有のヘリコプターの派遣を要請する。

1 近隣他都市への応援要請

(1) 消防相互応援協定の運用

市の消防力では消防活動が困難であると判断される場合、近隣他都市に応援を要請する。

[資料震-11 消防相互応援協定の締結状況]

(2) 栃木県広域消防応援等計画による応援要請

市の消防力では消防活動が困難であると判断される場合、市長又は消防長は栃木県知事に対し、栃木県広域消防応援等計画に基づき、県内の消防機関の応援を要請する。

2 他の都道府県への応援要請

(1) 緊急消防援助隊等の応援要請

災害の状況により、近隣他都市の消防力では対応が困難であると判断される場合、県を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊等の応援を要請する。

(2) 広域航空消防応援計画の運用

大規模特殊災害時において、ヘリコプターによる災害活動が有効であると判断される場合、消防部長は本部長に報告し、都道府県及び他都市が保有するヘリコプターの応援出動について県を通じて要請する。

第7 警戒発令、伝達活動

消防部

1 発令の基準

- (1) 実効湿度が60パーセント以下で、最小湿度が30パーセント以下になる見込みのとき
- (2) 平均風速が毎秒12メートル以上の風が吹く見込みのとき
- (3) 実効湿度が65パーセント以下で、最小湿度が35パーセント以下となり、平均風速が毎秒8メートル以上吹く見込みであるとき

2 解除

火災警報は、平常の気象状況に復したとき、これを解除する。

3 伝達周知

火災警報の伝達周知は、次により行うものとする。

- (1) 関係機関への伝達周知
消防本部から電話（一斉指令機を含む。）及びファクシミリにより迅速、確実に伝達するものとする。
- (2) 一般市民への周知方法
 - ア 消防広報車及び消防車の巡回によるもの
 - イ 掲示板等によるもの
 - ウ サイレン及び警鐘の吹打鳴によるもの
 - エ テレビ又はラジオ放送（有線放送含む。）によるもの

4 火災予防広報

広報車、ラジオ、有線放送等で、火災警報を一般市民に周知させるとともに、宇都宮市火災予防条例（昭和37年条例第4号）第29条に規定する火の使用制限についても併せて広報するように努めるものとする。

第10節 広報広聴計画

- 第1 広報体制
- 第2 広報内容
- 第3 広報方法
- 第4 報道機関への発表，協力要請
- 第5 パニック防止対策
- 第6 相談所の設置

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第9節 広報広聴計画」(p.135)を準用する。

第11節 緊急輸送活動計画

- 第1 陸上輸送体制の整備
 - 第2 緊急輸送車両の確保
 - 第3 ヘリコプターの活用
-

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第10節 緊急輸送活動計画」(p.140)を準用する。

第12節 障害物除去計画

第1 道路障害物の除去

第2 住宅関係障害物の除去

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第11節 障害物除去計画」(p.145)を準用する。

第13節 飲料水の供給計画

第1 実施体制

第2 給水の方法

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第12節 飲料水の供給計画」(p.147)を準用する。

第14節 食糧・生活必需品供給計画

- 第1 食糧の供給
 - 第2 生活必需品の供給
 - 第3 食糧・生活必需品等の受入及び配分等
-

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第13節 食糧・生活必需品供給計画」(p.150)を準用する。

第15節 医療・助産計画

- 第1 医療・救護活動
 - 第2 医療ボランティアの活用
 - 第3 助産活動
-

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第14節 医療・助産計画」(p.155)を準用する。

第16節 災害時要援護者対策計画

第1 災害時要援護者の安否確認・福祉ニーズ等の把握

第2 災害時要援護者支援策の実施

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第15節 災害時要援護者対策計画」(p.160)を準用する。

第17節 災害ボランティアの活動計画

- 第1 災害ボランティアセンターの設置
 - 第2 ボランティアの受入
 - 第3 ボランティア活動の支援
-

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第16節 災害ボランティアの活動計画」(p.162)を準用する。

第18節 防疫・保健衛生計画

第1 防疫活動

第2 保健衛生活動

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第17節 防疫・保健衛生計画」(p. 164)を準用する。

第19節 廃棄物処理計画

- 第1 廃棄物処理の実施体制
 - 第2 日常ごみの処理
 - 第3 災害廃棄物の処理
 - 第4 し尿の処理
 - 第5 死亡獣畜の処理
-

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第18節 廃棄物処理計画」(p.168)を準用する。

第20節 行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬計画

第1 行方不明者の捜索

第2 遺体の処理・埋葬

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第19節 行方不明者の捜索・遺体の処理・埋葬計画」(p. 171)を準用する。

第21節 災害警備計画

- 第1 警備体制の確立
 - 第2 警備活動
 - 第3 自主防犯組織等への支援
-

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第20節 災害警備計画」(p.174)を準用する。

第22節 文教対策計画

- 第1 児童生徒の安全対策
- 第2 学校施設の応急復旧措置
- 第3 学校教育の再開
- 第4 学用品の調達・支給
- 第5 その他文教施設対策
- 第6 文化財の保護

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第21節 文教対策計画」(p. 176)を準用する。

第23節 住宅応急対策計画

- 第1 応急仮設住宅の建設
 - 第2 空家住宅の確保
 - 第3 住宅の応急修理
 - 第4 建築物の応急危険度判定の実施
-

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第22節 住宅応急対策計画」(p.181)を準用する。

第24節 二次災害対策計画

第1 土砂災害等対策

第2 危険物施設等災害応急対策計画

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第23節 二次災害対策計画」(p.186)を準用する。

第25節 ライフライン等の応急復旧計画

- 第1 水道施設
- 第2 下水道施設
- 第3 電力施設
- 第4 ガス施設
- 第5 電話施設
- 第6 交通施設（鉄道、バス）

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第24節 ライフライン等の応急復旧計画」（p. 191）を準用する。

第26節 市管理施設の応急対策計画

第1 公共施設の応急対策

第2 交通施設の応急対策

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第25節 市管理施設の応急対策計画」(p.195)を準用する。

第27節 農地・農業用施設等応急対策計画

気象、水象情報の把握に努め、農地・農業用施設の管理者と共に、農地、農道、農業用ダム、ため池、用排水施設等の農業用施設の被害を軽減するための措置を的確に行うとともに、災害発生時には関係機関と連携して各施設の被害状況の把握等、応急対策を実施し、営農体制の早期確立を図る。

第1 災害発生の未然防止

第2 災害応急対策

第1 災害発生の未然防止

経済部

1 良好な施設管理

平常時から各農地・農業用施設の管理者と連携を図り、施設の定期的な点検を実施し、異常な兆候、危険箇所の整備に努める。

2 災害発生直前の対策

(1) 施設の点検、監視

風水害の発生のおそれがある場合には、各農地・農業用施設の管理者と連携を取り、過去に被害が生じた箇所や主要構造物等の点検、監視を行う。

(2) 関係機関への連絡

施設の点検、監視の結果、危険と認められる場合は、各農地・農業用施設の管理者と共に、地域住民、関係機関への連絡を適切に実施する。

(3) 災害未然防止

洪水の発生が予想されるような緊急な場合については、ダム、頭首工、排水機、水門等の放水などの状況を確認し、災害を防止するため必要と認める場合は、あらかじめ、必要な事項を県・関係市町村（消防署を含む）・警察署及び関係機関に通知するとともに、地域住民に対して周知させる。

第2 災害応急対策

経済部

農地・農業用施設に災害が発生した場合には、次のような応急対策を実施する。

1 被害状況の把握

県・宇都宮農協及び関係土地改良区と相互に連携し、農地・農業用施設等の被害状況を迅速かつ的確に把握し、その被害状況を取りまとめ、災害対策本部及び関係機関に速やかに報告する。

2 応急対策の実施

- (1) 関係機関と連携を図り、被害状況に応じた所要の体制を整備し、被害を拡大させないように、次の応急対策を実施する。

ア 発災後の降雨の状況等により、土砂災害や主要な構造物の被害が発生するおそれがある場合は、速やかに、地域住民に対して周知を図り、適切な警戒避難体制の整備など二次災害の防止に努める。

イ 土砂災害が発生した場合には、被害状況や被害拡大の可能性を調査し、必要に応じて土砂の除去、防護柵の設置等の応急工事を実施する。

ウ 避難路、応急輸送路となる集落間の連絡農道、基幹農道の優先的障害物の除去と応急復旧に努める。

また、通行が危険な道路については、通行禁止の措置を講じる。

エ ダム、ため池等の施設の管理者に対して、気象、水象の状況を十分に検討し、下流の河川の安全に配慮して、貯水位の調整等適切な措置を講じるよう指導する。

オ 被災し危険な状態にある箇所については、パトロール要員による巡回、監視により、危険防止の措置を講じる。

- (2) 農地・農業用施設の被害が拡大するおそれがある場合は、県及び関係機関と連携の上、施設管理者に対して、必要な応急措置の実施を指導する。

- (3) 農地・農業用施設の災害の状況を県及び関係機関に報告するとともに、「農林水産業施設災害復旧事業国庫補助の暫定に関する法律」に基づき、速やかに災害復旧を図る。

なお、被害の状況からやむを得ず緊急的に復旧が必要と認められる場合は、県及び関係機関と密接な連携の下、所要の手続きをとり、災害査定前に復旧工事に着手する等、速やかな復旧対策を講じる。

第28節 義援金品の受入・配分計画

- 第1 義援金品の募集
 - 第2 義援物資の受入・配分
 - 第3 義援金の受入・配分
 - 第4 広 報
-

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第26節 義援金品の受入・配分計画」(p.197)を準用する。

第29節 災害救助法の適用計画

- 第1 適用基準
 - 第2 被災世帯の算定基準
 - 第3 災害救助法の適用要請
 - 第4 救助業務の実施者
 - 第5 災害救助法による救助の内容及び応急措置
-

本節については、「震災対策編 第2章 災害応急対策計画 第27節 災害救助法の適用計画」(p.199)を準用する。

第30節 突発重大事故等対策計画

航空機事故や列車事故，自動車事故，爆発事故，毒物・劇物事故，放射性物質関連事故，雑踏事故等，多数の死傷者が発生する事故等が発生した場合，遭遇した人々を迅速に救出・救護するとともに事故等の拡大を防止し，また，住民の身の安全を確保するため必要な措置を取るものとする。

- 第1 応急対策従事上の注意
- 第2 通報等
- 第3 被害状況の把握
- 第4 災害対策本部の設置
- 第5 応援要請
- 第6 広報
- 第7 避難勧告・指示又は警戒区域の設定及び避難誘導等
- 第8 援護措置

第1 応急対策従事上の注意

消防部，行政経営部（危機管理班）

突発重大事故等は，その特殊性から，応急対策従事者の生命に重大な影響を与える場合も考えられる。このため，応急対策事故従事者は平常時からそれぞれの事故等の特殊性について熟知し，万全の注意を払って，応急対策に従事する。

第2 通報等

消防部，行政経営部（危機管理班）

消防部は，関係者や警察署等から，事故等の通報を受けた場合，直ちに危機管理班及び県にその内容を連絡するとともに，消火，救出・救護等必要な措置を取る。また，危機管理班は，市長，関係各部長，防災関係機関等に連絡する。

第3 被害状況の把握

行政経営部（危機管理班）

現場の消防職員，警察官等から，情報を把握するとともに，必要に応じ職員を現地に派遣し，正確かつ詳細な被害状況の把握に努め，応急対策及び災害対策本部等設置の準備を進める。

第4 災害対策本部の設置

行政経営部（危機管理班），関係各部（関係各班）

「本章 第1節 災害対策本部設置計画 第1 災害対策本部の設置・配置基準」（p.23）により，災害対策本部を設置し，関係各部は，必要な応急対応措置を実施する。また，必要に応じて，現地災害対策本部を設置し，おおむね次の事項を処理する。

ア 被害情報の収集・伝達	イ 負傷者等の救出・救護
ウ 周辺住民に対する安全対策	エ 広報
オ 防災関係機関間の情報交換	カ 防災関係機関相互の応援対策調整
キ 防災関係機関に対する応援要請	ク その他必要な事項

第5 応援要請

行政経営部（危機管理班）

事故等の特殊性等から，市による対応が困難なときは，自衛隊や関係機関に応援を要請するとともに，必要に応じて県を通じて国の専門家や専門的知識を持つ民間機関等に助言，指導を要請する。

第6 広報

総合政策部（広報広聴班）

状況に応じて周辺住民等に対して，事故等の内容，避難等住民の取るべき措置について広報する。

第7 避難勧告・指示又は警戒区域の設定及び避難誘導等

消防部，行政経営部（危機管理班）

周辺住民の身に危険が差し迫った場合には，警察と連携をとり，避難の勧告・指示を行う。また，状況により，警戒区域を設定し，住民等の立入りを制限し，若しくは禁止し，又は立ち退きを命令するとともに，必要により避難誘導等を実施し，住民等の身の安全を確保する。

第8 援護措置

行政経営部（危機管理班），関係各部（関係各班）

状況により，必要な援護措置を実施する。

第31節 大谷石採取場跡地陥没事故対策計画

大谷石採取場跡地において陥没事故が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、警戒区域を設定し、住民等の立入りの制限、禁止、退去の発令の措置を取るとともに、関係住民に対し、必要な援護措置を実施する。

- 第1 通報
- 第2 被害状況の把握・連絡
- 第3 災害対策本部の設置
- 第4 警戒区域の設定・伝達
- 第5 安全確保
- 第6 援護措置
- 第7 警戒区域の見直し

第1 通報

行政経営部（危機管理班）

消防部、住民等から陥没事故の通報を受けたときは、県（工業振興課、消防防災課）、中央警察署に陥没事故の内容を伝達する。

第2 被害状況の把握・連絡

経済部（産業政策班）、行政経営部（危機管理班）

職員を現地に派遣し、陥没事故について詳細に調査し、事故の内容を市長、関係部長等、関係機関に連絡するとともに警戒区域の設定に係る準備体制を整える。

第3 災害対策本部の設置

行政経営部（危機管理班）

「本章 第1節 災害対策本部設置計画 第1 災害対策本部の設置・配置基準」(p. 23) により、災害対策本部を設置し、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。現地災害対策本部の処理する事項は、おおむね次のとおりとする。

- | | |
|------------------|-------------------|
| ア 被害情報の収集・伝達 | イ 負傷者等の救出・救護 |
| ウ 周辺住民に対する安全対策 | エ 広報 |
| オ 防災関係機関間の情報交換 | カ 防災関係機関相互の応援対策調整 |
| キ 防災関係機関に対する応援要請 | ク その他必要な事項 |

第4 警戒区域の設定・伝達

行政経営部（危機管理班）

市長は、大谷地区災害対策関係機関等連絡会議を開催し、構成団体の意見等を参考に、警戒区域の設定について判断する。市長は、警戒区域の設定を決定したときは、次の事項を明らかにして当該住民等に対し、警戒区域への立入を制限し、禁止し、又は退去を命じる。ただし、緊急を要するときは、市長は独自に警戒区域の設定について判断し、必要な措置をとるものとする。

また、警戒区域を設定した場合は、速やかに知事に報告するとともに下記事項を周辺住民に周知する。

〔当該住民に明らかにすべき事項及び周辺住民に周知すべき事項〕

警戒区域設定の理由、警戒区域の区分、対象区域・世帯・人数

第5 安全確保

建設部（道路維持班）、行政経営部（危機管理班）

警戒区域の周囲にロープ等を設置し、警戒区域の範囲を明示する。また、道路通行の安全を確保するため、必要に応じ道路管理者、警察等と協議し、関係者以外の者の道路通行を制限し、又は禁止し、若しくは迂回の措置をとる。

第6 援護措置

行政経営部（危機管理班）、関係各部（関係各班）

警戒区域内の関係住民等に対し、警戒区域の区分に応じて、必要な援護措置を実施する。

第7 警戒区域の見直し

行政経営部（危機管理班）

警戒区域の設定は住民等の安全を図る措置である反面、区域内の財産権の行使を制限するものであるため、市は状況に応じて、随時、警戒区域の見直しを行う。

また、警戒区域を変更し、又は解除した場合は、速やかに知事に報告するとともに周辺住民に周知する。

第32節 林野火災対策計画

山間部等で発生する林野火災は、火災の発見が遅れる可能性があり、また、消火活動も困難を伴うなど、火災の拡大が危惧される。火災発生時には、県や他都市、関係機関との連携のもと迅速な消火活動を行うとともに、周辺住民の安全を守るため、避難措置や援護措置を実施する。

- 第1 通報
- 第2 被害状況の把握
- 第3 災害対策本部の設置
- 第4 延焼の防止
- 第5 応援要請
- 第6 広報
- 第7 避難勧告・指示又は警戒区域の設定
- 第8 援護措置

第1 通報

消防部，行政経営部（危機管理班）

消防部は、林野火災発見者から火災の通報を受けた場合、迅速に消火体制をとるとともに、火災の規模に関わらず、危機管理班及び県（消防防災課）に通報する。危機管理班は、市長、市関係各部長、関係機関等に連絡する。

第2 被害状況の把握

消防部，行政経営部（危機管理班）

県消防防災ヘリコプター等の出動を要請し、空からの火災状況の把握や現地消防署員等からの火災状況の把握に努めるとともに、周辺住民への広報や避難措置等の応急対策及び災害対策本部の設置準備を進める。

第3 災害対策本部の設置

行政経営部（危機管理班）

「本章 第1節 災害対策本部設置計画 第1 災害対策本部の設置・配置基準」(p.23)により、災害対策本部を設置し、必要に応じて現地災害対策本部を設置する。現地災害対策本部の処理する事項は、おおむね次のとおりとする。

- | | |
|------------------|-------------------|
| ア 被害情報の収集・伝達 | イ 負傷者等の救出・救護 |
| ウ 周辺住民に対する安全対策 | エ 広報 |
| オ 防災関係機関間の情報交換 | カ 防災関係機関相互の応援対策調整 |
| キ 防災関係機関に地する応援要請 | ク その他必要な事項 |

第4 延焼の防止

消防部

消防部は、火災の規模により出動消防隊を増強するとともに、地形や風向等から防火帯を設けるなど、火災の延焼を防止するため必要な措置を実施する。

第5 応援要請

消防部，行政経営部（危機管理班）

火災の状況により、市独自の消防力では対応が困難であると判断される場合は、消防相互応援協定等に基づき協定締結都市に応援要請を行う。

消防長は、ヘリコプターによる消火活動が有効であると判断した場合は、市長に報告し、都道府県及び他都市が保有するヘリコプターの応援出動について、県を通じて要請する。

また、状況により県を通じて自衛隊の派遣を要請する。

第6 広報

総合政策部（広報広聴班），消防部

火災の状況や避難住民の取るべき措置について、周辺住民に広報車等により広報する。

第7 避難勧告・指示，警戒区域の設定

消防部，行政経営部（危機管理班）

火災が拡大し、住宅等に延焼するおそれがあるときは、関係住民に避難勧告又は避難の指示を行う。

また、状況により警戒区域を設定し、応急対策従事者以外の者の立入りを制限し、若しくは禁止し、又は退去命令を発し、関係住民の身の安全を守る。

第8 援護措置

行政経営部（危機管理班），関係各部（関係各班）

避難住民の避難所として、公民館・地区市民センター等市の施設を提供するとともに、必要な援護措置を実施する。